

特許	判決年月日	令和6年8月27日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和6年(行ケ)第10016号		
<p>○ 拒絶査定不服審判請求についてされた審決（原審決）に対する再審の請求を却下した審決につき、再審請求の時点では原審決は確定していなかったが、再審請求を却下した審決がされた時点では原審決は確定していたから、再審請求の時点で原審決が確定していなかったという瑕疵は本件審決がされた時点で治癒されており、この瑕疵を理由として再審請求を却下することはできないものであって、再審請求が不適法であってその補正をすることができないものであると判断した審決は誤りであるとして、再審請求を却下した審決を取り消した事例</p>				

(事件類型) 審決取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法171条1項、174条2項、135条

(審決) 再審2023-950004号

#### 判 決 要 旨

1 原告がした特許出願に対して拒絶査定がされ、原告は、拒絶査定不服審判を請求したが、令和5年9月21日に請求不成立の審決（原審決）がされ、原審決の謄本は同年10月14日に原告に送達された。

原告は、令和5年11月9日に、原審決に対して再審の請求（以下「本件再審請求」という。）をしたが、特許庁は、令和6年1月23日、本件再審請求を却下するとの審決（以下「本件審決」という。）をした。

本件は、原告が、本件再審請求を却下した本件審決の取消しを求める取消訴訟である。

2 拒絶査定不服審判の審決に対する再審請求につき、特許法171条1項は、当事者又は参加人が確定審決に対して再審を請求することができる旨規定する。そして、同法174条2項が準用する同法135条によれば、拒絶査定不服審判の審決に対する再審につき、不適法な再審請求であって、その補正をすることができないものについては、審決をもってこれを却下することができる。

本件審決は、要旨、本件再審請求がされた日において原審決は未だ確定していなかったから、本件再審請求は確定審決に対してされたものではなく、特許法171条1項の規定に違反するものであって、その欠缺は補正することができないものであるから、同法174条2項が準用する同法135条の規定により却下すべきものである、として本件再審請求を却下した。

3 本件判決は、概要、以下の理由で原審決を取り消した。

(1) 原審決については、原告が原審決の取消しを求める訴えを提起することなく、原告に対する原審決の謄本の送達があった日（令和5年10月14日）から30日、すなわち同年11月13日が経過したので、同日の経過をもって原審決が確定したものと

認められる。

原告が本件再審請求をしたのは令和5年11月9日であるから、その時点では、原審決は確定していなかった。しかし、本件審決がされたのは令和6年1月23日であり、同日の時点では原審決は確定していたものである。そうすると、本件再審請求については、請求の時点では原審決が確定していなかったという瑕疵があったが、本件審決がされた時点では原審決が確定していたから、上記瑕疵は治癒されたというべきであり、上記瑕疵を理由として本件再審請求を却下することはできないと解するのが相当である。

- (2) そして、本件再審請求の再審請求書によれば、原告は、同請求書において、特許法171条2項が準用する民事訴訟法338条1項の再審事由を主張していたと認められる。これらの再審事由が認められるか否かは別として、本件再審請求について、再審事由の主張がないという違法性はない。

その他、本件再審請求について、補正をすることができない違法な点があるとは認められない。

- (3) 以上によれば、本件再審請求は、不適法であって、その補正をすることができないものには当たらないというべきであるから、本件再審請求が不適法であってその補正をすることができないものであるとした本件審決の判断は誤りである。

- 4 原告は、本件の訴えにおける請求の趣旨として、本件審決の取消し以外に、「特願2019-139228号『未乾燥のペースト製茶』は特許すべきものである。」との請求及び「令和6年1月23日付け審決は、合議体の前置審査が行われておらず、前置審査をすべきである。」との請求を挙げていた。本判決は、これら二つの請求に係る訴えにつき、その訴えの性質に関する解釈を示した上で、これらの訴えが不適法である旨判断し、却下した。